

別途指定する悪質な法令違反	条文	罰条	罰 則
無免許運転 (加重処罰規定により適用されるものを含む)	道交法第 64 条 第 1 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰金
	自動車の運転に より人を死傷させ る行為等の処 罰に関する法律 第 6 条	左同	省略
無免許運転 (自動車等提供禁 止)	道交法第 64 条 第 2 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰金
無免許運転 (同乗禁止)	道交法第 64 条 第 3 項	道交法第 117 条の 3 の 2 第 1 号	2 年以下の拘禁刑又 は 30 万円以下の罰金
酒気帯び運転等	道交法第 65 条 第 1 項	道交法第 117 条の 2 第 1 項第 1 号、 第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金、3 年以下の拘禁 刑又は 50 万円以下の 罰金
酒気帯び運転等 (車両等の提 供禁止)	道交法第 65 条 第 2 項	道交法第 117 条の 2 第 1 項第 2 号、 第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金、3 年以下の拘禁 刑又は 50 万円以下の 罰金
酒気帯び運転等 (酒類の提供 禁止)	道交法第 65 条 第 3 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号、第 117 条の 3 の 2 第 2 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰 金、2 年以下の拘禁 刑又は 30 万円以下の 罰金
酒気帯び運転等 (同乗の禁 止)	道交法第 65 条 第 4 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 6 号、第 117 条の 3 の 2 第 3 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰 金、2 年以下の拘禁 刑又は 30 万円以下の 罰金
過労・薬物運転等	道交法第 66 条	道交法第 117 条の 2 第 1 項第 3 号、	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金、3 年以下の拘禁

		第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号	刑又は 50 万円以下の罰金
自動車の使用者の義務等違反 (無免許運転等下命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 1 号	道交法第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰金
自動車の使用者の義務等違反 (酒酔い・酒気帯び運転下 命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 3 号	道交法第 117 条の 2 第 2 項第 1 号 道交法第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金 3 年以下の拘禁刑ま たは 50 万円以下の罰 金
自動車の使用者の義務等違反 (過労・薬物運転等下命・容 認)	道交法第 75 条 第 1 項第 4 号	道交法第 117 条の 2 第 2 項第 2 号 道交法第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金 3 年以下の拘禁刑ま たは 50 万円以下の罰 金
自動車の使用者の義務等違反 (乗車又は積載の制限等下 命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 6 号	道交法第 118 条第 2 項第 4 号 道交法第 119 条第 2 項第 4 号	6 か月以下の拘禁刑 又は 10 万円以下の罰 金 3 か月以下の拘禁刑 又は 5 万円以下の罰 金
偽りその他不正の手段により 免許証又は国外運転免許証の 交付を受けた者		道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰金
危険運転致死傷	自動車の運転に より人を死傷さ せる行為等の処 罰に関する法律 第 2 条	左同	人を負傷させた場合 15 年以下の拘禁刑 人を死亡させた場合 は 1 年以上の有期拘 禁刑
	自動車の運転に より人を死傷さ せる行為等の処 罰に関する法律 第 3 条	左同	人を負傷させた場合 12 年以下の拘禁刑 人を死亡させた場合 は 15 年以下の拘禁刑

過失運転致死傷アルコール等 影響発覚免脱	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 第4条	左同	12年以下の拘禁刑
-------------------------	-------------------------------------	----	-----------